

入院時食事療養費(Ⅰ)及び入院時生活療養費(Ⅰ)について

(1)入院患者さんの食事代(入院時食事療養費の給付)

入院した時の食事代については、1食につき次の表の額(食事療養標準負担額)をお支払いいただいております。

70 歳未満の方の入院時食事療養費

市民税課税世帯	現役並み所得世帯		1食 510 円
	一般所得者		
市民税非課税世帯	過去 12 ヶ月の入院日数(※1)	90 日以内	1食 240 円
		90 日超	1食 190 円

70 歳以上の方(療養病床以外に入院)

市民税課税世帯	現役並み所得者世帯		1食 510 円
	一般所得者		
市民税非課税世帯	過去 12 ヶ月の入院日数(※1) 区分Ⅱ(低所得者(Ⅱ))	90 日以内	1食 240 円
		90 日超	1食 190 円
	区分Ⅰ(※2)		1食 110 円

※1 市民税課税世帯であった期間の入院日数は除きます。

※2 区分Ⅰとは70歳以上の高齢受給者で低所得者(Ⅰ)に該当する人を指します。

※3 一般所得者とは市民税課税世帯で上位所得以外の世帯を指します。

※4 指定難病の患者又は小児慢性特定疾病患者は負担額が1食 300 円に据え置かれています。

(2)療養病床への入院患者さんの食事代・居住費(入院時生活療養費の給付)

療養病床に入院する 65～74 歳の方は、原則として食事代と居住費をお支払いいただいております。

療養病床に入院したときの食事代と居住費

世帯区分		生活療養標準負担額	
		食事代 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
市民税課税世帯	現役並み所得者世帯	510 円	370 円
	一般所得者		
市民税非課税世帯	低所得者(Ⅱ)	240 円	
	低所得者(Ⅰ)	140 円	

入院医療の必要性が高い方等の食事代と居住費

世帯区分			生活療養標準負担額	
			食事代 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
市民税課税世帯	現役並み所得者世帯		510 円	370 円 ※2
	一般所得者			
市民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90 日以内	240 円	
	区分Ⅱ(低所得者(Ⅱ))	90 日超	190 円	
	区分Ⅰ ※1		110 円	

※1 区分Ⅰとは 70 歳以上の高齢受給者で低所得者(Ⅰ)に該当する人を指します。

※2 指定難病の患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)は食事代の負担額が1食 300 円に、居住費は負担なしに据え置かれています。